

食品等持続的供給対策事業 ガイドブック

～ 目次 ～

1. 事業の内容	1
2. 事業の実施要件	1
3. 支援の内容	1
4. 対象となる設備等	2
5. 事業の実施手順	4

1. 事業の内容

食品等持続的供給対策事業（以下「供給対策事業」という。）は、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に基づく安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の一環として、食品等の持続的な供給を実現するため、食品等事業者等の事業活動の促進に必要な製造・加工・流通又は販売に係る設備等（以下「設備等」という。）の導入を公益財団法人食品等持続的供給推進機構（以下「食料システム機構」という。）が支援することを目的としています。

2. 事業の実施要件

供給対策事業を実施するためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

対象事業者	食品等事業者又は次に掲げる食品等事業者を構成員とする法人（以下「食品等事業者等」という。）が対象。 ① 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会 ② 協業組合、商工組合及び商工組合連合会 ③ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会 ④ 消費生活協同組合連合会 ⑤ 農業協同組合連合会 ⑥ 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会 ⑦ 森林組合連合会 ⑧ 一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）
実施資格	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく以下の計画について、農林水産大臣の認定を受けていること。 ① 安定取引関係確立事業活動計画 ② 流通合理化事業活動計画 ③ 環境負荷低減事業活動計画 ④ 消費者選択支援事業活動計画 ⑤ 連携支援計画

3. 支援の内容

- ・ 供給対策事業では、設備等の導入形態として次の2つの導入方法から選択できます。
- ・ いずれの場合も、機構が導入資金の9／10相当額を負担します。
- ・ この機構負担分は、導入後所定の方法で7年以内に無利子で返済していただきます（手続きは、指定リース会社が代行します）。

導入方式	内 容
① 割賦方式	設備等の購入資金の9／10相当額を機構が無利子支援。 事業者は購入資金の1／10相当額（自己資金）を用意します（手持資金、金融機関からの借入等）。この方式では、機構への返済終了後、導入設備等は事業者のものとなります。 （注1：返済期間中はリース会社が設備等の所有権を留保します。） （注2：別途リース会社の事務取扱手数料が発生します。）
② リース方式	設備等のリース料の支援。 自己資金は不要です。事業者は指定リース会社との契約に基づきリース料を支払います。機構がリース会社に対して、必要資金の9／10相当額を無利子で預託するため、事業者は<u>リース料の低減</u>という形での支援を受けられます。

4. 対象となる設備等

（1）設備等の類型、設備目的、設備内容例

類 型	設 備 目 的	設 備 内 容 例
① 安定的な取引関係の確立	農林漁業者と食品等事業者の連携に必要な製造・加工設備の整備等	省資源型食品等製造設備、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
② 流通の合理化	食品等事業者の流通の合理化のために必要な設備の整備等	業界適応型 POS（販売時点情報管理システム）、EOS（商品補充発注システム）等情報処理システム、多温度帯輸送車等物流近代化設備、食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備等
③ 環境負荷低減の促進	食品等事業者の環境負荷低減を図るために必要な設備の整備等	省資源型食品等製造設備、発泡スチロール処理装置等公害防止装置、太陽光パネル利用による発電機器、高効率照明（LED 照明）等
④ 消費者の選択への支援	消費者の食品等の選択に資する情報の伝達を図るための設備の整備等	売場やショッピングカート等のディスプレイ設備、電子ポップ設備等

（2）適用対象外の設備等

以下に挙げる設備等は本事業の適用対象外となります。

建物、構築物、内装工事等、開発(改良)後／相当の年月が経過しているもの／作業台（テーブル）等、・常温ショーケース（ gondola、棚板、ラック等）／店内等の照明関係設備／店内等の空調関係設備／常温トラック、マイクロバス等／店内配送者（カートラック、トレイカート等）／運搬費／機器搬入費／解体、取壊し費用／試運転経費／その他備品的なもの／指導料、研修会費、手数料等／消費税等税金類、保険料等
--

5. 事業の実施手順

(1) 申請準備

手 順	業 務 内 容	食 品 等 事 業 者 等	指 定 リ ー ス 会 社	販 売 業 者
① 設備等の選定	メーカー、販売業者等から導入を予定している設備等のカタログと見積書を取得する。	●		●
② 指定リース会社に連絡	食品等事業者等は、当該案件の契約可否について指定リース会社※に連絡	●	●	

※ 指定リース会社とは、食料システム機構が本事業の実施に係る基本契約を締結しているリース会社。
指定リース会社は、見積書の作成に当たって導入希望者の信用調査を行い、契約の可否について判断を行います。信用調査の結果によっては、見積書を作成できない場合があります。その場合、本事業を実施することはできません。指定リース会社は追加可能です。

(2) 安定取引関係確立事業活動計画等の申請

手 順	業 務 内 容	食 品 等 事 業 者 等	農 林 水 産 省 等
① 作成・申請	食品等事業者等は、安定取引関係確立事業活動計画等を作成し、農林水産省等へ提出する。	●	●
② 認定	農林水産省等は提出書類を審査し、安定取引関係確立事業活動計画等の認定を行う。		●

(3) 食料システム機構への申請（「参加申込書」の提出）

手 順	業 務 内 容	食 品 等 事 業 者 等	食 料 シ ス テ ム 機 構
① 作成	安定取引関係確立事業活動計画等の認定後、食品等事業者等は「参加申込書」を作成して食料システム機構に提出する（設備等のカタログ及び見積書、必ず添付）。	●	
② 確認	食料システム機構は、提出書類等に漏れがないか確認する。		●

(4) 食料システム機構での手続き

手 順	業 務 内 容	食 品 等 事 業 者 等	食 料 シ ス テ ム 機 構	指 定 リ ー ス 会 社
① 食品等持続的供給 対策事業委員会	食料システム機構は、「参加申込書」を確認後、事業実施計画を策定し食品等持続的供給対策事業委員会に諮る。		●	
② 認定手続き	食品等持続的供給対策事業委員会からの承認通知を受け、食品等事業者等に参加承認の通知を行う。		●	
③ 指定リース会社 に連絡	食品等事業者等は、指定リース会社に参加承認を受けた旨を連絡する（食料システム機構から参加承認の通知が届くまで、設備等の導入（発注を含む）はできません）。	●		●

(5) 契約手続き

手 順	業 務 内 容	食 品 等 事 業 者 等	食 料 シ ス テ ム 機 構	指 定 リ ー ス 会 社	販 売 業 者
① 契約締結	食品等事業者等は、指定リース会社と個別契約を締結する。	●		●	
② 契約関係書類提出	指定リース会社は、「預託金確認書」と添付書類を食料システム食料システム機構に提出する。		●	●	
③ 負担金預託	食料システム機構は、関係書類を確認の上、指定リース会社に設備等代金の9／10相当額を預託する。		●	●	
④ 設備等代金の支 払い	指定リース会社は、販売業者に対し設備等代金を支払う。			●	●

(6) 負担金（預託金）の返済

手順	業務内容	食品等事業者等	食料システム機構	指定リース会社
① 負担金返済	指定リース会社は、個別契約に基づき食品等事業者等から食料システム機構の負担金の回収を行う。	●		●
② 預託金返済	指定リース会社は、食品等事業者等から回収した食料システム機構の負担金を、原則として年2回（9月末日、3月末日）、食料システム機構に返済する（最長7年以内）。		●	●

(7) 報告

手 順	業務内容	食品等事業者等	農林水産省等	食料システム機構	リース会社
① 実施状況報告書	食品等事業者等は、当該年度の「食品等持続的供給対策事業の実施状況報告書」を食料システム機構に提出する（事業実施の翌年度から事業終了の翌々年度まで、毎年度4月末日までに報告）。	●		●	
② 預託金管理状況報告	指定リース会社は、当該年度の預託金残高に関する「預託金管理状況報告書」を食料システム機構へ提出する。			●	●